



## 公共下水道事業受益者負担金の新規賦課

市では、清潔で快適な市民生活のため、計画的に公共下水道の整備を行っています。その建設費の一部に充てるため、整備区域の土地所有者等の皆さんから土地の面積に応じて公共下水道事業受益者負担金を負担していただいています。

平成28年度に受益者負担金が新規賦課される区域は、古河地区は南町・下山町・坂間(第5負担区)、古河駅東部土地区画整理事業地内(第6負担区)の各一部。総和地区は下大野(第4負担区)、関戸(第3・第4負担区)、上辺見・女沼(第1負担区)、大堤(第3・第6負担区)、古河駅東部土地区画整理事業地内(第5負

担区)の各一部。三和地区は諸川(第2・第3負担区)、仁連・山田(第2負担区)の各一部です。主な賦課区域は下図のとおりです(詳細な箇所は下水道整備課で確認してください)。

受益者負担金の額は、土地の面積に1㎡あたりの単位負担金額を乗じて算出します。1㎡あたりの単位負担金額は、古河地区は第5負担区550円、第6負担区580円。総和地区は第1負担区400円、第3・第4・第5・第6負担区580円です。三和地区は第2負担区172円、第3負担区180円の単位負担金額を乗じて算出した額に基本額20万円を加算したものが、受益者負

担金の額です。

該当する人には4月下旬に土地の内容を記載した申告書を送付します。申告書が届いた人は、申告書の内容を確認し、市へ返送してください。

受益者負担金は7月からの納付となります。分割(5年間20期)または一括(一括納付報奨金制度あり)で納付してください。

**問** ㊟下水道整備課

